

第二期日光市農業・農村男女共同参画プラン

～^{ひと}女と^{ひと}男 共に輝き豊かで活力ある地域をめざして～

平成25年1月

日光市

目 次

第1章 プランの趣旨

1. プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. プランの役割と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 関係機関等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 日光市農業・農村男女共同参画ビジョンの成果

1. ビジョンの成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. ビジョンの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 第二期プラン実現に向けた基本目標と推進体系

1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 推進体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 プランの内容

- 基本目標1 男女共同参画意識の向上と行動の促進・・・・・・・・ 9
- 基本目標2 パートナーシップによる魅力ある経営の推進・・・・ 11
- 基本目標3 女性農業者のエンパワーメントの促進・・・・・・・・ 13
- 基本目標4 男女が共に輝く豊かで活力ある地域づくりの推進・・ 15

第5章 プランの推進と進行管理

1. プランの推進と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1章 プランの趣旨

1. プラン策定の趣旨

21世紀の農業の持続的な発展を図り、豊かで活力のある開かれた農業・農村を実現するためには、男性も女性もすべての個人がその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、農業及び農村の担い手として、その個性と能力を十分に発揮できる環境条件を整えていくことが必要です。特に女性は農業・農村の担い手にとどまらず、方針決定の場等へ参画していくことが極めて重要です。

しかしながら、農業・農村における男女間の固定的な役割分担意識はまだまだ根強く残り、女性が個性と能力を発揮する上での大きな妨げとなっています。

日光市では、平成20年3月に「日光市農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定し、^{ひと}女と^{ひと}男が共に輝き豊かで活力ある地域をめざして、様々な施策に取り組んできました。この結果、女性の認定農業者数、農業委員数、女性農業士の認定数において当初の目標を達成し、農業の方針決定の分野において男女共同参画の推進を図ることができました。

しかし、家族経営協定の締結数、JAの正組合員に占める女性の割合では策定前の状況より改善したものの、農業分野における審議会等委員の女性の割合では現状値を割り込む結果となり、農業・農村での更なる女性の地位向上や男性の意識改革等の必要性が課題として残る結果となりました。

このような状況から、農業・農村における男女共同参画の更なる推進のため、「第二期日光市農業・農村男女共同参画^{ひと}プラン」を策定し、「^{ひと}女と^{ひと}男 共に輝き豊かで活力ある農業・農村の実現」を図ります。

2. プランの役割と性格

このプランは、平成11年に制定された国の「男女共同参画社会基本法」「食料・農業・農村基本法」、平成23年3月に栃木県において策定された「第三期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」及び平成24年3月に策定された「男女共同参画プラン日光 後期計画」を受け、21世紀の農業・農村における男女共同参画社会形成を図るための基本方針とします。また、行政、農業団体、農業者が一体となり、主体的に取り組むための活動方針とします。

3. 推進期間

このプランは、平成25年度から平成29年度の5年間を推進期間とします。

4. 基本理念

男性も女性も農業・農村のあらゆる分野に共に参画できるよう、男女共同参画基本法に基づき、5つの基本理念を定めます。

5つの基本理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による不平等をなくし、「男」、「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきます。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別役割分担意識にとらわれず、男女が、様々な活動ができるよう、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにします。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家庭の構成員であり、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにします。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことが大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきます。

5. めざす姿

日光市では行政、農業団体、農業者が一体となり、次のようにめざす姿として掲げ、その実現に向けた取り組みを、総合的かつ計画的に推進していきます。

「^{ひと}女と^{ひと}男 共に輝き豊かで活力ある地域をめざして」

6. 関係機関等の役割

このプランの推進にあたり、関係機関等との連携を図るとともに、積極的に情報の提供を行います。

農業者・農村女性組織・農業者組織

- ・ 農業経営・農家生活におけるパートナーシップの実践
- ・ 男女共同参画意識の啓発と実践
- ・ 地域や組織活動への主体的参画
- ・ 活動のネットワーク化

上都賀農業協同組合

- ・ 女性組織活動の促進
- ・ 運営、方針決定の場への女性の参画促進
- ・ 各生産部会等の男女共同参画意識の啓発

日光市

- ・ プランの実践
- ・ 女性農業者の認定農業者への誘導

日光市農業公社

- ・ 消費者との交流促進
- ・ 認定農業者支援

日光市農業委員会

- ・ 家族経営協定の締結推進
- ・ 女性農業委員の登用促進

第2章 日光市農業・農村男女共同参画ビジョンの成果

1. ビジョンの成果

平成20年度から平成24年度を推進期間とする「日光市農業・農村男女共同参画ビジョン」の推進目標に対する実績は、次のとおりです。

指標項目	平成19年度 現 状	平成24年度 実 績	平成24年度 目 標	備 考
家族経営協定の締結数	110戸	123戸	160戸	目標毎年10組
農村女性の組織化数	7グループ	9グループ	8グループ	
女性の認定農業者数	10人	15人	15人	共同申請によるものも含む
女性農業士の認定数	6人	7人	7人	栃木県知事が認定 〔県内100名〕 認定済
女性の農業委員数	2人	4人	4人	議会推薦と地域からの選挙によるもの
J Aの方針決定の場への参画				J Aの方針決定の場への女性総代、理事の登用推進のため、正組合員数を増やす
正組合員数	3,375人	3,484人	女性の割合 20%	
うち女性	374人	540人		
女性の割合	11.1%	15.5%		
女性起業数				直売組合等や個人起業で代表者が女性の数
グループ起業数	7グループ	10グループ	10グループ	
個人起業数	10人	41人	15人	
農業分野における審議会等委員の女性の占める割合	23.4%	21.3%	35%	日光市農業振興地域整備促進協議会 7人/19人中 日光市農業再生協議会 4人/28人中

2. ビジョン評価

目標を掲げた指標項目のうち、「農村女性の組織化数」「女性の認定農業者数」「女性農業士の認定数」「女性の農業委員数」「女性起業数」の5項目で目標を達成することができました。

これは、女性の活躍の場が広がったことにより農村女性の組織化が進み、組織のリーダーとして様々な活動ができるようになったこと、また女性が農業経営に参画することによって豊富な知識や経験を得る機会が生まれ、地域の中核者として他の模範となる優れた女性農業者が増えていることが要因です。しかし、この他の指標項目では目標を達成できませんでした。

これらの結果から、大部分の農業者には農業経営における男女共同参画が理解され、実践されている一方で、一部の農業者は固定的な性別役割分担意識や昔ながらの慣例を払拭できず、家庭や地域での男女共同参画意識が浸透していないことがわかりました。

このことから、農業・農村における男女共同参画を推進していくためには、男性、女性の区別なく、一人ひとりの個性と能力を發揮できる環境を引き続き整えていくことが今後も重要です。

第3章 第二期プラン実現に向けた基本目標と推進体系

1. 基本目標

このプランで目指す「女と男^{ひと} 共に輝き豊かで活力ある農業・農村地域の実現」のため、行政、農業団体、農業者が一体となって取り組み、各分野における施策が推進できるよう、先にあげた5つの基本理念を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

1 男女共同参画意識の向上と行動の促進

農村地域に残る性別役割分担意識に基づく習慣等が見直され、男性と女性が農村社会のあらゆる分野において対等に参画できるための環境づくりや、地域の男女共同参画意識の向上のための様々な働きかけを行います。

2 パートナーシップによる魅力ある経営の推進

家族で農業を営むうえで、男性も女性も一人ひとりの個性と能力を活かし、互いに認め合い、協力できる環境を整えます。

3 女性農業者のエンパワーメント※の促進

女性が自ら意欲的に農業経営に取り組み、農業経営者としての立場を確立し、能力を発揮するための支援を行います。

4 男女が共に築く豊かで活力ある地域社会づくりの推進

男性も女性も個人として、農業者として自信と誇りと責任を持ち、地域農業の発展のために協力できる地域社会づくりを推進します。

【用語の解説】

※エンパワーメント

女性が政治・経済・社会・家庭等のあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念のこと。

2. 推進体系

日光市の第二期プランの推進体系は、次のとおりとします。

めざす姿	基本目標	推進方策	具体的な方策
女 <small>ひと</small> と男 <small>ひと</small> 共に輝き豊かで活力ある地域をめざして	1 男女共同参画意識の向上と行動の促進	男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識を是正するため、シンポジウム、講演会の開催及び広報活動の推進 ・ 地域リーダーの活動をととした意識啓発 ・ 関係機関・団体の連携による意識の向上、活動の促進
		男女が共に能力を発揮できる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域社会の習慣やしきたりの見直し ・ 農業委員や地域等女性の方針決定過程への参画推進
	2 パートナシップによる魅力ある経営の推進	家族経営協定※1の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営のルールづくり（役割分担、労働報酬、休日、家事や介護の分担など） ・ 家族経営協定内容の見直しと円滑な経営継承
		共同参画による経営展開への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性や後継者の共同申請による認定農業者制度※2の推進
		快適な農業労働環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心できる介護・子育ての環境整備 ・ 家庭や地域活動と農業の両立推進
	3 女性農業者のエンパワーメントの促進	農業技術・経営管理能力の向上推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業技術や経営に関する研修会への積極的な参加促進 ・ 次世代の女性農業者の育成・支援
		女性起業への育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定経営のための起業・活動支援 ・ 女性起業者の育成 ・ 女性起業者のネットワークづくり
	4 男女が共に築く豊かで活力ある地域社会づくりの推進	地域農業への参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リーダーの活動促進 ・ 地域の特性を生かした積極的な地域農業への参画 ・ 直売所、農産加工所経営による地域活性化
		地産地消や食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全安心な農産物や農産加工品の生産・供給 ・ 食育の視点を基本としたスローフード※3、伝承料理の普及
		後継者が育つ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の技術・知恵の伝承と活動支援 ・ 農業体験をととした子どもたちの農業への理解促進 ・ 都市・農村交流の推進

【用語の解説】

※1 家族経営協定

農業経営の方針や暮らしの将来ビジョンについて、就業条件の整備や労働に見合った適正な収益配分や家庭生活のルールづくりなどが行われるように家族で話し合い、文書化することをいい、その協定を互いに守ろうとするものです。

※2 認定農業者制度

農業者が経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策（農業経営改善計画認定申請書）を市へ提出し認定を受ける制度。認定されると経営達成に向けての税制上の優遇措置や有利な条件での融資等の支援が受けられます。また、家族経営協定を結ぶことにより、女性農業者や後継者が農業経営者と共同で農業経営改善計画の申請ができ、認定農業者として認められます。

※3 スローフード

食の文化的意識を取り戻し、味覚教育を推進し生物多様性を守ることを目指して、1980年代にイタリアで生まれ世界中に広まった運動です。

- 1 消えつつある郷土料理、質の高い食品を守ること（味の箱舟）
- 2 質の高い素材を提供してくれる小規模生産者を守ること
- 3 子どもたちを含めた生活者全体に真の味覚を進めること（食育）

第4章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画意識の向上と行動の促進

農業・農村における男女共同参画の実現のため、男性と女性が家庭や地域の中で互いを尊重し、共に認め合い、協力し合うために、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるよう、意識と行動の変革を図る必要があります。

また、固定的な性別役割分担意識の是正や地域社会の慣習やしきたりを見直し、男性と女性が共に地域発展のための方針決定の場に参画できる環境づくりを推進することも重要です。

【現状と課題】

今まで男性だけであったJA理事に初めて女性が登用され、農業・農村での男女共同参画推進活動の成果が現れてきました。また、女性の農業委員が選挙区から初めて選出され、女性側の意識も大きく変化しています。

しかし、地域に立ち返ると、家庭や地域の中での性別役割分担意識や慣行はいまだ根強く残り、女性が男性と同様に自らの能力を発揮できる場は限られています。

性別役割分担意識にとらわれず、男性も女性も互いを認め合い、尊重し合い、一人ひとりの能力を発揮できる場を広げていくこと、女性が参画しやすい環境をつくっていくことが引き続き重要です。

【推進方策と主な取り組み】

○ 男女共同参画意識の醸成

- ・ 農業・農村の一人ひとりが持つ固定的な性別役割分担意識を是正するため、シンポジウム、講演会の開催および広報活動を推進します。
- ・ 地域リーダーの活動をとおり、男女共同参画意識の啓発を促進します。
- ・ 関係機関や団体の連携による男女共同参画のための意識の向上や、活動の促進を図ります。

○ 男女が共に能力を発揮できる環境づくりの推進

- ・ 農村地域社会での性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習、しきたりの見直しを促進します。
- ・ 農業委員会や地域等における女性の方針決定過程への参画を推進します。

【指標項目】

指標項目	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 29 年度)	備考
女性の農業委員数	4 人	6 人	
JA の方針決定の場 への参画		女性の割合 20%	
正組合員数	3, 484 人		
うち女性	540 人		
女性の割合	15.5%		
農業分野における 審議会等委員の女 性の占める割合	21.3%	35%	
農業・農村男女共同 参画事業講演会 の参加者のうち男性 の割合	46.5%	50%	

基本目標 2 パートナーシップによる魅力ある経営の推進

男性・女性が共に対等な共同経営者として互いに参画し、農業と生活の両面において互いに認め合い、協力し合い、尊重し合って、一人ひとりが個々の能力を発揮できる環境整備の推進を図る必要があります。

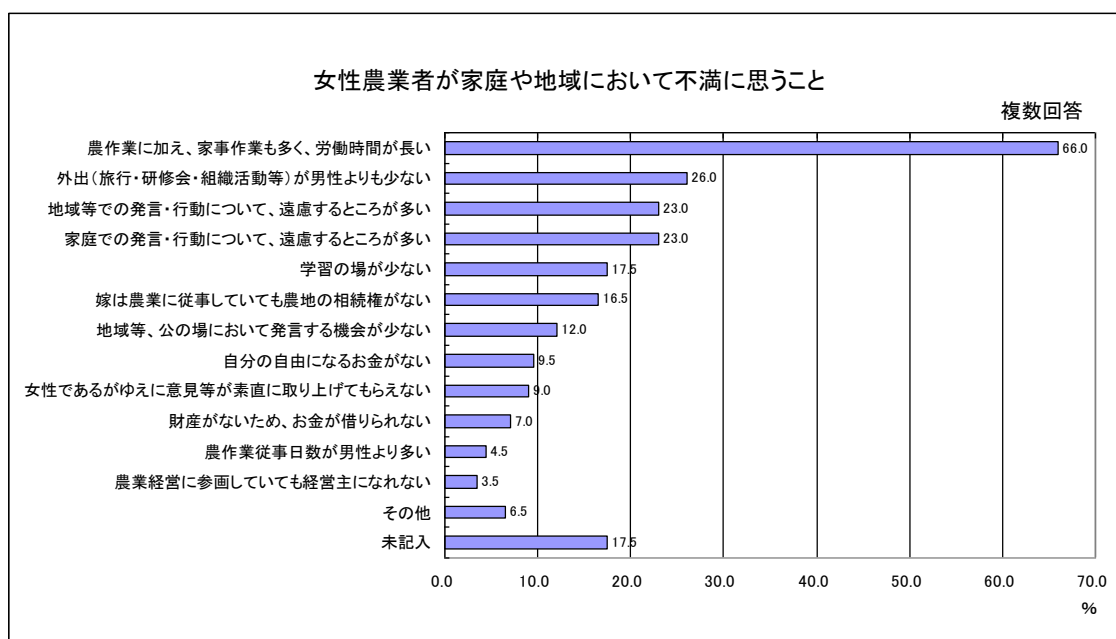
このため、家族経営協定の締結を推進し、女性が参画する新たな農業経営の確立を支援します。

【現状と課題】

計画的な経営展開と豊かな農家生活を実現するため、家族全員の参画による家族経営協定の締結を推進してきましたが、締結数は増えたものの目標には届かない状況です。

男性・女性が共に能力を発揮し、自らの責任を果たし、互いに補完し合い、同等の意思決定権をもって農業経営に参画するためには、自らの寄与度に応じた収益配分や、認定農業者の共同申請、家庭と地域活動の両立のための家事と育児等の相互協力が必要です。このため、就労条件の整備や労働に見合った適正な収益配分、家庭のルールづくりとなる家族経営協定の締結の継続的な推進を図る必要があります。

また、農業経営と農家生活の発展に向け、家族の状況の変化に応じた家族経営協定内容の見直しを推進し、円滑な経営と継承の促進を図ることも重要です。



平成 22 年度栃木県農業農村の男女共同参画に関する調査

【推進方策と主な取り組み】

○ 家族経営協定の推進

- ・ 農業経営の方針や計画、家族の将来について家庭内で十分話し合い、生活バランスの整った計画性のある農業経営の確立を図ります。
- ・ 固定的な性別役割分担や慣行にとらわれず、自らの寄与度に応じた収益配分や、休日、家事や介護の分担といった農業経営のルールをつくり、男性も女性も同等の意思決定権を持ち、互いに補完し合うための家族経営協定の取り組みを推進します。
- ・ 家族経営協定を締結した家庭においても定期的な見直しを図り、円滑な農業経営と継承の推進を図ります。

○ 共同参画による経営展開への支援

- ・ 性別役割分担等にとらわれず、農業経営や家庭内での家族間の役割を互いに認識し、農業経営に参画しやすい環境を整えるとともに、後継者を含めた認定農業者制度の共同申請の推進を図ります。

○ 快適な農業労働環境整備

- ・ 固定的な性別役割分担や慣例にとらわれず、介護や育児において男性と女性が共に協力し合い、互いを補完し合える意識の変革を図ります。
- ・ 家族経営協定の締結により役割分担や休日等の明確化を図り、男性も女性も家庭や地域活動と農業が両立できるよう推進します。

【指標項目】

指標項目	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 29 年度)	備考
家族経営協定の締結数	1 2 3 戸	1 3 1 戸	
女性の認定農業者数	1 5 人	2 0 人	共同申請によるもの も含む

基本目標 3 女性農業者のエンパワーメントの促進

女性が農業経営に参画していくためには、農業技術や経営管理能力の向上のための取り組みを支援し、次世代の女性農業者の育成を図る必要があります。

また、女性の得意分野である農産物の加工等による起業をする際の支援等を行い、6次産業化の推進とともに女性起業者の育成を図ります。

【現状と課題】

女性が男性と共に能力を発揮し、自らの責任を果たし、互いに補完し合い、同等の意思決定権をもって農業経営に参画するためには、農業技術や経営管理能力の向上を図り、自らの創意工夫や判断により経営の高度化を図ることのできる人材の育成が必要です。これには技術や知識の習得は不可欠であるため、研修会等への積極的な参加を促す必要がありますが、女性が参加できる機会は少ないのが現状です。

一方、加工等の起業においてはグループ起業、個人起業とも活躍する者が増えています。今後もより良い経営ができるよう、起業者同士のネットワークづくりを図り活動を支援していくと共に、女性起業者の育成を推進します。

【推進方策と主な取り組み】

○ 農業技術・経営管理能力の向上促進

- ・ 農業技術、経営に関する各種研修会や生産部会等の講習会、検討会に女性が積極的に参加し、経営者としてエンパワーメントできるよう活動を支援します。
- ・ 農業生産だけにとどまらず、自らの創意工夫と判断により、需要に即応した商品づくりや販路を切り拓くなど、経営の高度化に取り組める女性農業者を育成します。
- ・ 次世代の担い手ともなる若い女性農業者が農業経営に参画できるよう、必要な知識・技術の習得のためのセミナー開催や情報提供等の支援を行います。

○ 女性起業家への育成と支援

- ・ 農業経営の安定化のため女性が起業に取り組み、また起業活動をする上での情報の提供や経営の継続性や、信用力の向上のための法人化などを支援します。
- ・ 女性の感性を活かした新たな加工や販売などの6次産業化を推進し、女性起業家の育成を図ります。
- ・ 起業活動に関する情報の収集・発信や、活動が広がるよう異業種を含めたネットワークづくりを支援します。

【指標項目】

指標項目	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 29 年度)	備考
女性農業士の認定数	7 人	9 人	
女性起業数			
グループ起業数	10 グループ	15 グループ	
個人起業数	41 人	56 人	

基本目標 4

男女が共に築く豊かで活力ある地域社会づくりの推進

豊かな活力ある地域社会づくりのために、地産地消や食育といった女性の得意分野において地域農業に参画していけるような環境を整備することが重要です。

また、子どもたちの農業体験やグリーンツーリズム※等をとおり、農業への理解促進を図り、後継者が育つ環境づくりを推進します。

【現状と課題】

男性と女性が共に地域社会で活躍するためには、集落の運営や地域づくりに積極的に参画できる環境づくりを図ることが必要です。また、農業の持続的な発展のためには、男性も女性も個々の能力を発揮し、協力し合うとともに、農村の未来を担う後継者の育成も不可欠です。

しかし、地域の運営や農業への女性の参画は低く、男性中心の社会を形成しているのが現状です。

一方、加工や食育の分野は今後の農業・農村の発展のための大きな方策となることから、女性が積極的に参画できる環境を整え、活動を支援していくことが重要です。また、地域の特性を活かした栽培品目の拡大や地産地消の推進などにおいても、地域農業の持続的な発展のために女性の参画を推進することが必要です。

【推進方策と主な取り組み】

○ 地域農業への参画推進

- ・ 女性が積極的に地域農業に参画するため、環境づくりや意識の啓発を図り、地域リーダーの活動を促進します。
- ・ 地域の特性を活かした消費者のニーズに合う農産物を栽培し、地域農業に女性が積極的に参画できる環境を整備します。
- ・ 農村地域において多品目の農産物を栽培し、魅力ある直売所の運営や、女性が得意とする分野である農産加工所の経営を推進し、女性を中心とした地域活性化を図ります。

【用語の解説】

※グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

○ 地産地消や食育の推進

- ・ 安全安心な農産物の生産や、これを用いた農産加工品の生産・供給を促進し、地産地消の推進を図り、女性の活躍の場を広げます。
- ・ 食育の視点を基本としたスローフードや伝承料理普及を推進し、地域の特色ある農産物、食文化を継承し、地元食材の素晴らしさと農村女性が長年培ってきた知識と経験を融合し、未来を築く子供たちへ食育の重要性を伝えることを推進します。

○ 後継者が育つ環境づくりの推進

- ・ 高齢者が長年の経験の中で培った地域農業の技術と知恵を伝承し、新しい技術の中に取り入れるとともに、高齢者活動の支援を行います。
- ・ 農業体験をとおして、子ども達に農業の素晴らしさ、大切さ、重要性を認識してもらうと共に、理解の促進を図ります。
- ・ 都市の農村の交流により農業への理解を深め、Uターン、Iターンによる後継者の確保を推進します。

【指標項目】

指標項目	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 29 年度)	備考
学校給食応援隊※ による学校給食への 食材提供回数	4回	5回	

【用語の解説】

※学校給食応援隊

市内小中学校の給食において月に1度実施される「地産地消の日」の献立にあわせ、地元の農家の女性が生産した地場産の農産物を学校に提供する取り組みです。

第5章 プランの推進と進行管理

1. プランの推進と進行管理

このプランについては、各主体の役割分担を踏まえ連携・共同を図りながら、総合的・計画的に推進していきます。

また、日光市農業農村男女共同参画推進委員会においてプランの進捗状況を把握するとともに、日光市においてプランの点検・評価を行っていきます。

関係資料

農業・農村男女共同参画推進に関する法令等

○男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号（抜すい）

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

○男女共同参画基本計画（第3次）

平成22年12月17日閣議決定（要約）

第2部 施策の基本的方向性と具体的施策

第6分野 活力ある農山漁村実現に向けた男女共同参画の推進

<基本的な考え方>

我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」を推進することが必要である。

農業就業人口の過半数を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。

<施策項目>

1. 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
3. 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

○食料・農業・農村基本法

平成11年7月16日法律第106号（抜すい）

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

（女性の参画の促進）

第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする

○食料・農業・農村基本計画

平成22年3月30日閣議決定（抜すい）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的発展に関する施策

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

②人材の育成確保

イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する。

また、農村の高齢者が農業生産活動を継続していけるよう、地域内外での助け合い活動の促進や労力低減に向けた技術開発等を進めるとともに、高齢者の有する豊富な知識や経験を新たな農村資源としてとらえ、高齢者がこれを活用して生涯現役で農業や地域活動に取り組めるよう、世代間交流や地域文化の伝承活動を促進する。